

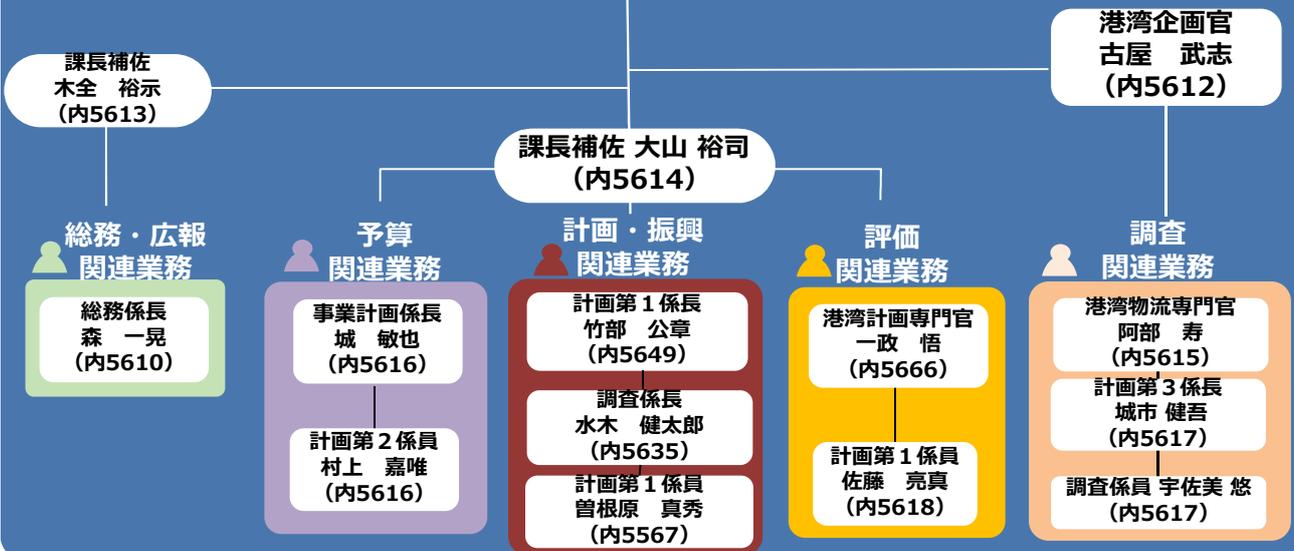
港湾空港部の新体制のお知らせ

港湾計画課の新体制

港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整備及び保全に関する計画、事業計画に関する業務等を所掌しています。

(代表) : 011-709-2311
 (直通) : 011-709-2137
 FAX : 011-709-2147

港湾計画課長 早川 哲也
 (内5611)

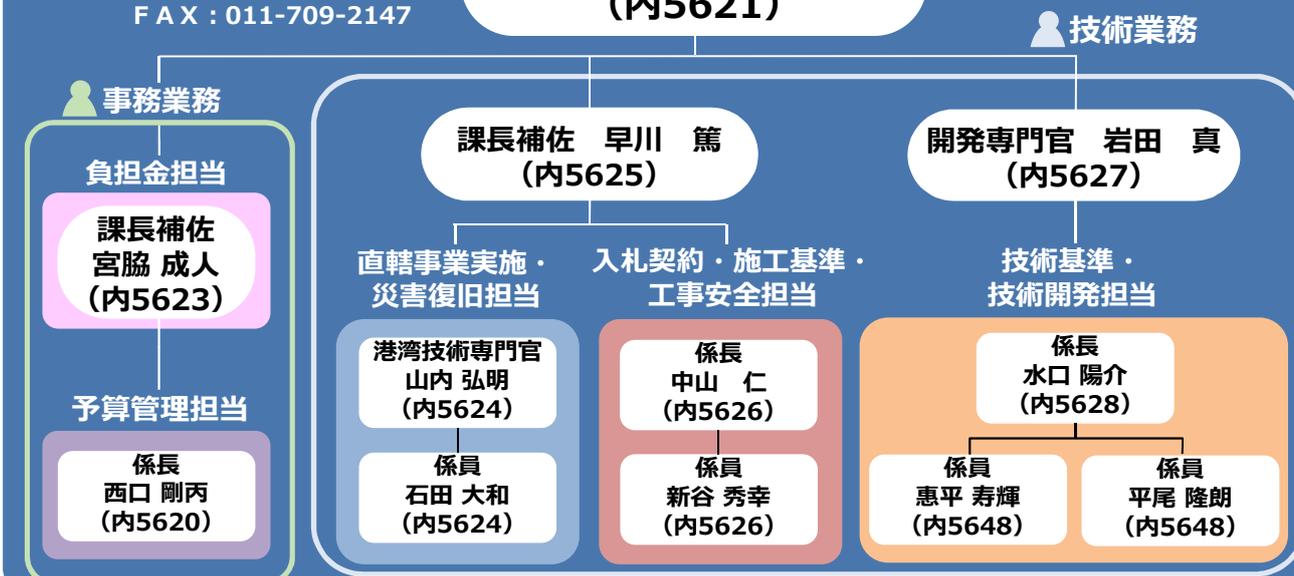


港湾建設課の新体制

直轄港湾の工事・業務における入札契約、事故防止対策や生産性向上（ICT（BIM/CIM）活用含む）とともに、構造設計や災害復旧事業を所掌しています。

(代表) : 011-709-2311
 (直通) : 011-700-6769
 FAX : 011-709-2147

港湾建設課長 原田 卓三
 (内5621)



港湾空港部の新体制のお知らせ

港湾行政課の新体制

国有港湾施設の管理手続きや実地監査、港湾関係補助事業及び交付金事業の交付決定の他、港湾の施設の維持管理に関する業務等を所掌しています。



(代表) : 011-709-2311
(直通) : 011-709-2321
FAX : 011-709-2147

港湾行政課長 上田 裕章
(内5641)

港湾管理官 北野 恵一
(内5659) ※港湾管理

課長補佐 阿部 直哉
(内5642) ※維持、助成

港湾管理

維持・助成

上席港湾管理専門官
有間 誠一 (担当：函館)
(内5667)

港湾技術専門官
上野 泰嗣
(内5644)

港湾管理専門官
(担当：小樽、室蘭、
釧路)
戸出 成信
(内5667)

港湾管理専門官
(担当：網走、留萌、
稚内)
惣田 俊次
(内5619)

課員
阿部 奈緒美
(内5644)

港湾管理専門官
村田 明
(内5643)
※交付金事務窓口

空港・防災課の新体制

国が設置・管理する空港の整備及び災害復旧に関する事務、港湾・空港に関する防災・危機管理対策、港湾の保安対策業務等を所掌しています。



(代表) : 011-709-2311
(直通) : 011-700-6773
FAX : 011-709-2147

空港・防災課長 星 道太
(内5631)

港湾保安管理官 大黒 俊一
(内5622)

課長補佐 伊東 敦史
(内5632)

港湾保安業務

港湾防災業務

空港事業・空港防災業務

港湾保安専門官
櫻井 真二
(内5602)

空港調査・防災専門官
山口 和良
(内5668)

空港調査・防災専門官
加藤 幸輝
(内5645)

予算管理担当
工事予算係長
和田 由香里
(内5630)

水際対策係長
田島 康宏
(内5636)

防災情報係
名久井 責成
(内5669)

空港係長
大久保 智史
(内5633)

事業企画係長
石山 憲作
(内5633)

釧路港島防波堤での藻場の創出による CO2貯留効果を確認！

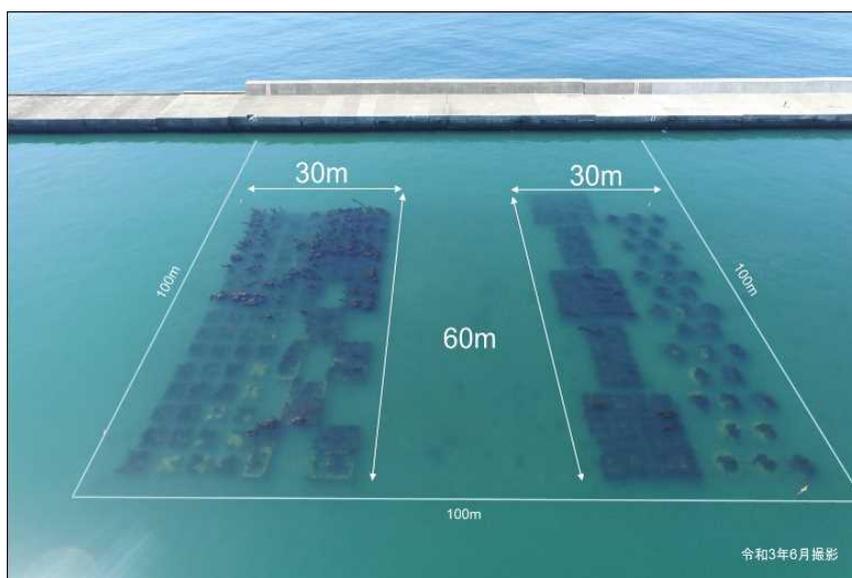
釧路港の沖合の防波堤では、浚渫した土砂の有効活用により浅場を設け、コスト縮減と合わせて海藻類等を生息させるプロジェクトを、北海道開発局と寒地土木研究所が連携して実施中です。

この度、北海道港湾のブルーカーボン定量化検討会を開催し、浅場の試験区間3,600m²において、実際に生息した藻場を対象に、海藻類によるCO₂貯留、いわゆるブルーカーボンについて有識者による検討を行ったところ、少なくとも年間約0.53kg/m²、試験区間全体で約1.9t程度のCO₂貯留効果があると試算しました。また、森林の面積とCO₂吸収量から単純に計算される単位面積当たりの吸収量と比較すると、この藻場では2.4倍の効果があると推計※できました。

北海道開発局では、引き続きこのような藻場の創出に取り組み、ブルーカーボンによる脱炭素社会の実現に貢献します。

※「日本国温室効果ガスインベントリ報告書2021」を参考に、2019年度森林面積と2019年度の森林におけるCO₂吸収量から単位面積当たりの吸収量を推計し、釧路港防波堤の藻場のものと比較

(<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/release/slo5pa00000050th-att/slo5pa000000i8ax.pdf>)



浅場における藻場の生育状況(試験区間)

(港湾空港部 港湾計画課)

港湾や海岸、海洋の調査は「港湾海洋調査士」資格をご活用ください

港湾、海岸、海洋における調査業務は、多様化、複雑化するとともに、施設の維持管理、海洋での調査探査活動、災害時の対応等様々なニーズが存在しています。

(一社)海洋調査協会では、良質の調査成果を確保するとともに調査技術者の地位の保全・向上を図るために、平成8年度に「港湾海洋調査士」認定制度を創設しました。

「港湾海洋調査士」は、港湾及び海岸、海洋に係る調査に関し、業務全体を指揮・監督し、調査計画を作成し、実施内容の確認、データの解析・考察を行う管理技術者、照査技術者として、深淺測量、危険物探査、土質・地質調査、環境調査、気象・海象調査、総合の6種の港湾海洋調査士資格が、国土交通省大臣登録資格として登録されています。

この大臣登録資格は、平成26年6月法改正「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」により、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討、必要な措置を講ずることが規定され、創設されたものです。

これにより、民間団体等が運営する資格を活用することで、社会資本の建設、維持管理を担える技術者を確保するとともに、発注業務の品質向上と資格保有技術者の活躍の機会拡大等が期待されています。北海道開発局では、測量調査業務共通仕様書（港湾部門）の主任技術者資格に採用され、さらに、総合評価落札方式の技術力評価において加点評価が行われています。

活用事例等については、以下の国土交通省HPをご覧ください。

- 国土交通省登録資格制度

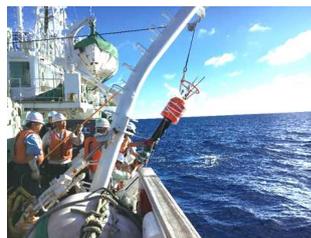
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

- 国土交通省登録資格を活用して頂くために（地方公共団体の皆様へ）

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001465278.pdf>

「港湾海洋調査士」についての詳細は、海洋調査協会ホームページをご覧ください。ければ幸いです。

<https://www.jamsa.or.jp>



（港湾空港部 港湾建設課）

維持管理に関する対応事例を共有します！ No.3

令和3年10～11月に実施した維持管理担当者のWEB打ち合わせでご説明した対応事例や、ご要望に関する回答について、順次、「こうわん通信」でお知らせいたします。

Q6 どのような場合に、維持管理計画書の変更を行うのか。

維持管理計画書の変更は、主に下記の場合に行います。

①定期点検診断の実施した場合

【事例】一般定期点検診断を行い、総合評価が「C」から「B」となった。
維持補修計画の見直し、総合評価及び点検診断記録の追加を行った。

②維持（修繕）工事等の実施した場合

【事例】維持補修工事の実施に伴い、舗装構成が変更となった。
補修履歴、標準断面図等の変更、総合評価の見直し、工事記録等の追加を行った。

③施設の用途変更を行う場合

【事例】改良工事により、防波堤から護岸へ変更となった。
既存の維持管理計画書を廃止し、新たに策定を行った。

なお、維持管理計画を変更する際の考え方については、「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン 第Ⅰ部 総論」の参考10「港湾の施設の維持管理計画変更の考え方」を参照願います。

Q7 維持管理計画書の変更は都度行うべきでしょうか。まとめて行うべきでしょうか。

維持管理計画書を変更する必要がある場合、基本的にはその都度対応することとなります。なお、一般定期点検診断の結果を総合評価に反映する場合には、当該年度における対象施設の点検が完了した際に、まとめて変更していただくことでも問題ありません。

Q8 点検診断計画(点検スケジュール)の変更を行う場合、どのような手続きが必要ですか。

国有施設の場合、港湾管理者と直轄で協議のうえ点検診断計画の変更を行ってください。変更を行った際には、変更履歴に記録を残し、変更後の維持管理計画書を維持管理情報データベースに保存してください。

(港湾空港部 港湾行政課)

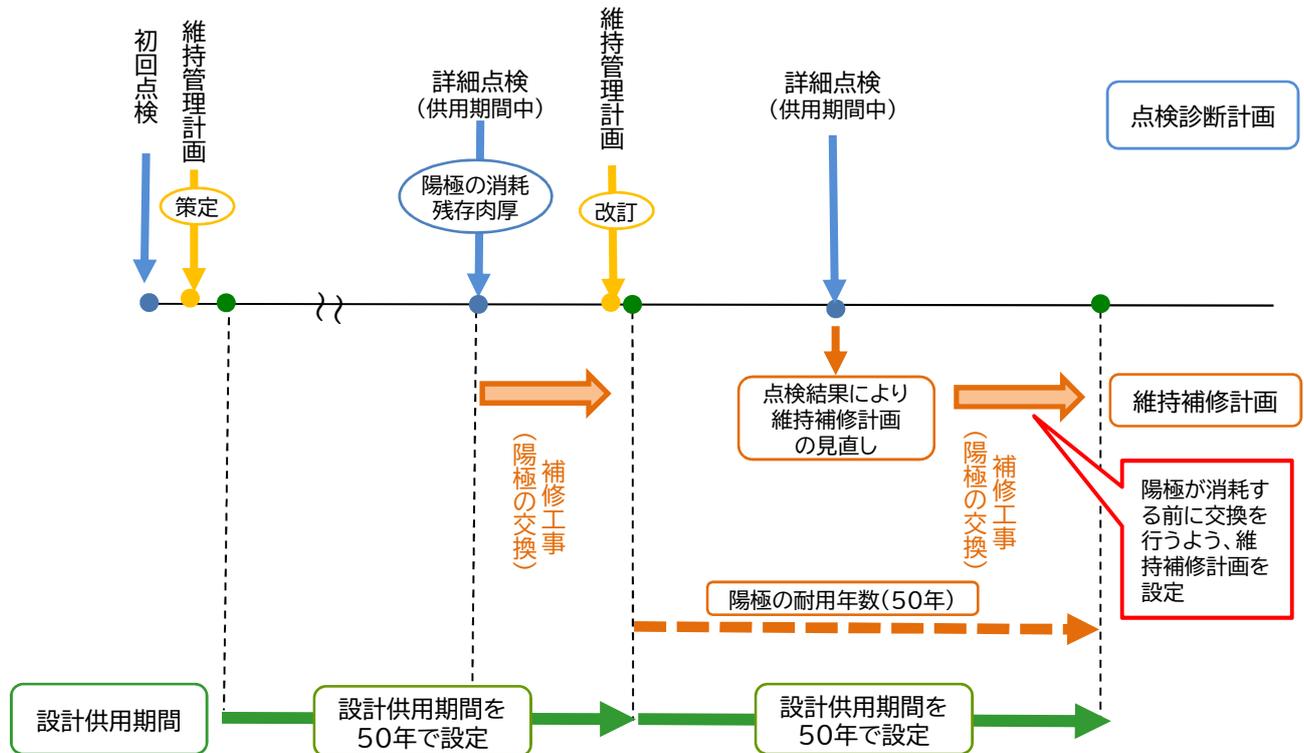
Q9 供用年数に達する施設の延命措置の考え方と供用期間の見直しについて教えてください。

供用年数に達する時点における施設の劣化状況、構成する部材の残存耐力等を考慮し、補修工事の方法及び次の供用期間を設定することとなります。

【事例1：係留施設（鋼矢板岸壁）】

供用期間中に実施した詳細定期点検診断において、電気防食の陽極の消耗が確認された。また、鋼材の残存肉厚を測定したところ、所要の性能を保持していることが確認されたことから、補修工事として陽極の交換を行った。次の供用期間は、陽極の耐用年数に基づき50年に設定した。

◆供用年数設定のイメージ



～港湾行政課よりお知らせ～

港湾の維持管理をご担当される方を対象とした「維持管理講習会」の開催を下記日程で予定しております。

- ◆開催日 令和4年4月25日(月)・26日(火) (1時間程度)
※両日も同様の内容となります。ご都合の良い日にご参加ください。
- ◆開催形式 WEB形式

詳細につきましては、別途メールにてご案内いたしますが、本講習会に関するご質問等がありましたら下記までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉
港湾行政課(助成・維持) 課員 阿部 (内線5644)

(港湾空港部 港湾行政課)

港湾管理 ～春のお仕事～

春になりました。取り急ぎいろいろあります。

新年度となりました。港湾管理業務を担っておられる皆様におかれましては、昨年度から引き続き業務に当たられている方、新たに港湾管理業務を担当することとなった方、さまざまおられることと存じます。

新たに配属された方にとっては、不慣れなこともあろうかと存じますところ、「取り急ぎやる作業」をご案内いたします。

引き続きご担当なさる皆様へは、念のため、よろしく願いいたします。

1 管理状況報告（港湾法施行令第17条の8）

各港に所在する国有港湾施設については、港湾管理者と管理委託契約を締結し管理をお願いしているところ、法令の定めにより管理する国有港湾施設に係る管理状況を報告いただくこととなっています。

報告を行う時期は4月30日までです。（法令に定められた事項）

法令遵守の観点からも業務処理にご留意いただき、期日厳守でお願いいたします。

2 一般市民が利用する港湾施設の確認（施設点検）

各港に所在する「一般市民など不特定多数の者が利用する港湾施設」について、例年3月に点検及び不具合等の報告をお願いする事務連絡を发出しております。

対象施設は「常時」一般市民に開放（特段の手続き等を要さない）している施設です。（例：緑地や親水施設）

基本的に一般市民の皆様による施設利用が活発となる連休前までに点検いただくようお願いしております。詳細は事務連絡をご参照ください。

3 海岸保全施設の安全利用点検（施設点検）

港湾管理者が管理する海岸保全施設についても、この時期に点検及び結果報告をお願いしております。具体的内容は港湾局海岸・防災課から4月に事務連絡が发出されております。

なお、港湾施設（緑地等・前記）に係る点検よりも報告期限が早いため、作業漏れすることの無いよう、ご注意ください。